

総務常任委員会

(平成24年8月3日)

早川新平委員長

おはようございます。

前回に引き続き、ただいまより総務常任委員会の休会中の所管事務調査を行います。

冒頭、朝日新聞さんと伊勢新聞さんですが、傍聴に入られておりますことを報告申し上げます。

この入札制度についての所管事務調査なんですけれども、最低制限価格で多数の業者さんが入札をした結果、くじ引きにより落札業者が決まることが問題になったということで調査を行わせていただいております。日程の関係で、本日が最後の日になるということで、いろんな問題点が抽出されると思います。

前回、7月12日にさせていただきました。そのときに資料請求があったことに関して、皆様のお手元に配付をさせてもらっていると思います。

それでは、理事者のほうから所管事務調査に関してのこの資料の説明、並びに挨拶からよろしく願いいたします。

秦総務部長

皆さん、おはようございます。

今、委員長のほうからご案内がございましたとおり、今回の休会中の調査、入札制度についてご審議をいただいております。

本日は、7月12日に続いて2回目ということで、前回、こちらのほうが提出させていただいた資料をもとにいろいろ議論をいただきまして、さまざまな指摘、あるいは資料請求をいただいております。その不備につきまして、今回は、改めて資料として提出をさせていただいておりますので、まず、この内容をご説明申し上げ、その後、前回の内容も含めて、改めてご議論をいただきたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

早川新平委員長

よろしく願いします。ありがとうございます。

渡辺調達契約課長

調達契約課長、渡辺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、お手元の8月3日付休会中所管事務調査資料の説明をさせていただきます。

開いていただきまして、まず1ページ以降でございます。

前回、他市の入札の状況ということで、若干の資料をお示しさせていただいてご説明をさせていただきましたが、詳細な資料がないというご指摘を頂戴いたしまして、今回、お出しをさせていただいたというものが1ページから4ページまででございます。特に入札の結果、抽せんにならずに業者さんが決まっているというところをピックアップしたものでございます。

詳細につきましては、ちょっと省略はさせていただきますが、例えば1ページでございます。上段が富山市さん、下段が長野市さん、2ページの上段が岐阜市さん、こちら、ご覧いただきますと、少額な金額から、ある程度1000万円、あるいは2000万円というところにつきましては、指名競争入札で入札が行われているというふうな内容がございます。

一方、ダンピング対策ということで、最低制限価格、あるいは金額によっては低入札価格調査制度というものも採用しながら入札制度を行っているという内容でございます。

2ページの下段、豊橋市さん以降3ページ、4ページにつきましては、中部近郊の都市が中心でございますけれども、130万円以上が一般競争入札という形でございます。

内容につきましてはそれぞれでございますが、例えば、金沢市さんですと、3ページでございます。最低制限価格を設けるとともに、金額によっては低入札価格調査制度を採用しておるということでございまして、こちらにつきましては、1円単位まで金額を提示しているというふうなものでございました。

また、津市さんにつきましては、私どもと金額の違いはございますけれども、全て一般競争入札ということでございます。内容につきましてもほとんど一緒ですが、津市さんのダンピング対策のところ、3行目でございますけれども、必要と認められる場合は、工事の技術上の難易、その他の条件を考慮して増減調整できるものとしているというふうな項目がございまして、最終的にはじき出された金額に対しまして、最後で若干の調整をしているというふうな方式を採用しているという内容のものでございます。

続きまして、5ページ、6ページでございます。

前回、7月12日に頂戴いたしましたご意見の中で、工事の成績、それと、今後の入札、発注との関連、こういうふうなご意見を多々頂戴いたしましたので、工事成績と入札制度

についてということで、大きく4点にまとめさせていただきました。本市の入札制度におきまして、工事成績、これが入札参加資格への反映というものについての内容でございます。

まず、5ページの1番、一つ目でございますが、工事成績不良による入札参加資格停止ということでございます。

ご案内のように、50万円以上のものにつきましては、私ども、全て一般競争入札ということでございまして、全ての案件につきまして、工事成績評価書、これを作成いたしまして、そのことによりまして、業者さんに工事成績の通知を行っているということでございます。

その成績が二つございますけれども、例えば、49点以下の場合につきましては、それが1回でもあれば、その時点で入札参加資格停止の措置をするということでございます。50点以上59点以下の場合につきましては、それが2回目、2度そういうものが起こった時点から入札参加資格停止をします。これは2年間の期間を設けてやるということでございます。まずこれが一つ目でございます。

二つ目ですが、業者の格付基準への反映ということでございます。

この格付、いわゆるランクづけということでございますが、私どもの場合、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、この三つの業種につきまして格付をしております、それぞれの発注金額によりまして、そのランクづけされた業者さんを対象に発注しているという部分でございます。

そのランクづけをするのに当たりまして、客観基準ということで、経営事項審査結果通知書、通称経審と呼んでおりますが、ここに各業種ごとに業者さんがその審査を受けられた結果通知というのがございまして、業種ごと点数化されます。それが総合評価値というものでございます。この点数と、四日市独自の主観点数、これを足し込みまして総合点をランクづけに反映させているということでございます。

その最終的なランクづけにつきましては、この総合点と完成工事高、それから、技術者数、建設業の許可区分、これらの条件を勘案いたしまして決定します。そのうちの四日市市独自の主観点数といいますのは、これが、工事成績による加点、あるいは減点、それと、もう一つはISOの認証取得による加点、この二つでございます。

この工事成績につきましては、本庁、上下水道局、市立四日市病院、こちらのほうで前年度に発注して、年度内に完了、検査したものの、繰り越し、債務負担につきましては、そ

の前年度内に完了、検査したものが対象となってございます。

その工事成績の加点、減点につきましては、5ページの下段の表でございます。1件ずつ、その工事点数によりまして、例えば、80点という件数が1件ございますと15点プラスをするということでございます。一方、58点という点数がございまして10点マイナスをするという内容でございます。加点する場合、50点を上限といたしております、減点する場合は、限度を設けていないというものでございます。工事成績の業者さんへの格付の基準への反映というのが二つ目でございます。

次、6ページでございます。

三つ目でございますが、総合評価方式による発注における加点ということでございます。総合評価方式にはいろいろ評価項目がございまして、その中の技術評価点の一つといたしまして、当該工事業者の過去5年間の工事成績の平均、これを評価しているというものでございます。工事成績の平均点、得点としましては2点ということでございますが、当該業種の工事成績平均点が75点以上の場合は2点、それが70点から75点までは1点、70点未満、あるいは実績がない場合は零点ということで、工事成績を反映しているというものでございます。

次に四つ目でございます。優良建設工事表彰でございます。

本市の建設工事の施工の適正化及び施工技術の向上、これを目的に、建設工事を優秀な成績で完成させた業者さんを表彰するという制度でございまして、その対象工事といたしましては、契約金額が500万円以上の工事、かつ、表彰を行う前年度において工事が完成しているもの。対象年度において、その対象となる工事が2件以上完成していることということでございます。

また、表彰の対象となる基準でございまして、工事成績の評点が、少なくとも1件は80点以上というのが条件でございます。かつ、他のものにつきましては、70点以上であること。二つ目としまして、対象年度において完成した建設工事に係る工事成績の評点が、当該対象となる建設工事以外の工事についての70点以上ということでございます。

この優良工事表彰につきましては、先ほど上段にございました3番と同様に、総合評価方式、こちらの技術評価点におきまして、評価項目の対象となってございます。当該業種における優良工事表彰の実績がある場合が2点、当該業種以外の優良工事表彰の実績の場合は1点、実績がない場合は零点という内容でございます。

続いて、7ページをお願いします。

総合評価方式のガイドラインの資料の中に、苦情処理に関する事項がございます。その内容でございます。入札、契約等に関する苦情処理についてということで、本市の入札及び契約の透明性を高め、公正な競争を確保するために、苦情の処理手続に関して定めているという内容のものでございます。

これにつきましては、私どもが発注する50万円以上の工事の案件全てということでございまして、その2番の表でございますけれども、苦情の申し立てができる範囲というのが定められております。 から まででございますが、例えば ですと、一般競争入札における参加資格要件の設定の理由、 番が一般競争入札における参加資格の否認理由というふうなことでございまして、この苦情といえますのは、入札に参加しようという業者さんが、なぜそれに参加できないかと、なぜそういう条件の発注になっているのか。 番ですと、工事成績評定結果に対する判定理由と、なぜこういう点数になったのか、そういう業者さんの苦情ということに対する取り決めということでございまして、前回ご議論賜りました住民の方の苦情というふうなお話もございましたけれども、今のところ、取り決めがなされているのが、業者さんの参加に関する苦情という内容のものでございます。

8ページにつきましては、この苦情処理というもののフローチャートが示されていると。内部のほうで検討いたしまして、業者さんへ通知をすると。再度苦情が出た場合の対応ということを表にしたものでございます。

続いて、9ページをお願いいたします。

建設工事発注、それから、それが進行するに当たりまして、途中で変更契約をしており件数が非常に多いというふうなご指摘を頂戴いたしました。それで、上段が平成23年度、下段が平成22年度と、この2年間の数字をちょっと拾い込みいたしました。建設工事発注をいたしますそれぞれの担当課ごとに契約件数、そのうち変更をした件数、右が割合ということでございまして、トータルで申し上げますと、平成22年度が、605件発注したうち458件に変更が生じまして、その割合としては75.7%であったというものでございます。昨年度につきましては、521件中378件の72.6%の件数ベースで変更があったということでございます。

この変更につきましては、その下のほうにちょっと書いてございますけれども、工期変更のみというのもございますので、必ずしも金額が変更になった、増減があったというものではございません。工期変更のみ、金額変更のみ、工期と金額の変更を合わせてのもの、それらをトータルした集計でございます。

その変更の主な内容といえますか、要因ということでございますが、よくあるものを挙げておきましたが、予期しない地下埋設物の処理、あるいは、アスファルトの廃材の増減、これらによります設計の変更、また、工事関係者との調整による工期の変更というものが主なもので挙げられるということでございます。

続いて、10ページでございますが、先ほど5ページのところでちょっとご説明させていただきました工事成績評定書により工事成績の通知を行うという中で、10ページの資料が、その工事成績評定書、この場合、土木工事をつけさせていただいてありますが、その書式でございます。

ちょっと細かいですが、10ページの右側のほうの表があります。半分よりやや下に区切りがございます、上段の合計が100点、下段の合計が100点という形になってございます。この上段の100点は、工事担当課の監督職員がつける工事成績点数でございます。下段の100点が、検査室においてつける点数ということでございまして、これを足し合わせまして、2で割って、合計工事成績点数を出すというふうな内容のものでございます。

資料の説明につきましては、以上でございます。

早川新平委員長

資料の説明についてはお聞き及びのとおりでございます。

委員の各位、特に、前回、森委員のほうからも、地元からの苦情があった場合の評価はどうなっているんだという資料は、今の説明の中では明確なことが出ていないということもありましたけれども、委員の皆さんから質疑のほうがあれば。

森 康哲委員

今、委員長が言われた、地元の苦情が点数化されないということでよろしいでしょうか。工事成績の点数には反映されていないという捉え方でよろしいのでしょうか。

樋口検査監

樋口でございます。

地元の苦情が、点数に評価されないのかというご質問だと思うんですけども、もともと10ページのお手元の資料に、現場の市の監督員の評価の中で、現場代理人等とか、現場作業員と現場管理という中で、現場代理人につきましては、現場代理人としての統率力に

かけて問題が生じ、改善を指示したとか、作業員態度としましては、作業員の態度も非常に悪くてそういう支障を来したとか、対外折衝の欄には、地域住民とのトラブルに時間を要して、そういうので工事が停止したというような項目の中で、現場を監督しておる職員がそういうものを評価して、この点数につけてくるというふうになってございますので、地元の苦情が全然反映されないのかということではなかろうかというふうに思っております。

以上でございます。

森 康哲委員

前回私が出させてもらった問題というのは、地元の苦情というよりは、当然工事にかかる前の事前の周知ですね。こういう工事をいつからいつまでやりますよと、どんな工事ですよと、それがまずなかったと。そこから評価が当然入ってこなあかんと思うんですけども、これ、あくまでも工事中のことですわね。

何が言いたいかという、やっぱり地元の業者を使わないと、こういうことが往々にしてあるよということを言いたいんですけれども、その辺はどうふうに入札に反映していきるんですかね。

渡辺調達契約課長

森委員から、今、ご指摘を頂戴した件につきましては、前回は頂戴いたしました。

地元の愛着心といいますか、そういう横着な業者を排除すると、一方でそういう意味合いも持つわけですけれども、今の発注方法は、比較的業者さんの条件が広うございますので、前回もちょっとご答弁をさせてもらったかと思うんですが、もう少しこれを細分化するような方法を何とか考えていこうかというふうなことは考えてございます。

ただ、例えば、今、一番最下位のランクですと、北と南という一つの区切りがございません。北部、南部と呼んでおりますが、北部に所属する業者さんは、北部で発注される案件については参加いただけるという内容でございまして、今のご指摘は、北部と言っても広うございますので、もう少し、それをもう少し絞り込むような、そういうふうなご意見かなというふうに理解をさせていただいております。

ただそれが、絞り込むことによって、業者さんサイドから見たときに、参加できる機会が減ってしまうというふうなものも発生をいたします。ですから、その実際の発注の内容



といいますか、その辺の過去の発注の状況も十分に吟味しながら、各業者さんにとって極端に参加機会が減るとか、不足とはならないようなこともちょっと考えながら、細分化という部分については検討していきたいというふうに考えてございます。

#### 森 康哲委員

細分化して、どこまでその効果が出るのかちょっとわからないですけども、もう一つには、例えば、遠くの業者、四日市市内であっても、北と南、東と西では40分、50分移動時間がかかるところもあると思うんですよ。ほとんどの工事が8時から開始ですわな。そうすると、子供の通学時間帯にかかってくるんです。その工事現場が通学路の範囲に入っている工事に関しては、通学の時間帯にかかると。スクールゾーンで時間規制にかかっているところでも平気で入ってくる業者もある、知らないからね。だけど、地元の業者やったら、そういうのは当然知っているし、その辺の配慮もしやすいと思うんです。そういうところもやっぱり大事なので、どこまで入札の業者選定の際にそういうところが周知できるのか。また、徹底していかなあかんと思うんですけども、その辺、ちょっと思いがあったらお聞かせいただきたいんですけど。

#### 渡辺調達契約課長

今、ご指摘いただいた点は、当然対応すべきことというふうに考えております。

私どもは、発注するに当たりまして、より地元に近い業者さんに施工いただくということが適正な、円滑な工事に結びつくというお話かと思えます。

ただ、市内24地区がございまして、24地区の中でも、業者さんの分布といいますか、ランクもございまして、業者さんの数も、問題も正直ございまして、それが多き地区もございまして、非常に少ないところもある。それが、この工事の発注の件数との絡みということもございまして、入札の発注の段階での、その辺のところというのは十分考慮して考えていかなければならないというふうに思っていますが、今の、例えばスクールゾーン云々のお話につきましては、当然地区が違うからということではなくて、守るべきことは当然守っていかなくちゃいけないと、これは業法の中でもそうですし、一般法令についても当然のこととございまして、それにつきましては、本来は地元と十分、監督職員も含めて事前に協議をした中でそれはやっていくべきことということで考えております。

森 康哲委員

じゃ、今守られているとっているんですか。

樋口検査監

工事をする場合に、私が、平成16年、17年に道路課におりました。そのときにそういう連絡網の不備が多々出まして、工事の連絡については地元の自治会、それから、地区市民センターに周知をしてもらおうと。当然それとともに、スクールゾーンにある場合は、学校にも周知させてもらって、そのスクールゾーンの状況を変えてもらったり、工事業者に周知するというふうな取り決めになったんですけれども、今、森委員の言われるように、安全についてそういうふうにしてきたと理解しておりますが、今の現場の件については、私、個人的にもちょっと聞いたんですけれども、道を挟んで自治会が違ふと。これ、よくあると思うんですけれども、そういうものの中で、どういうふうな周知までいったのということに、今、聞いておるわけなんですけれども、その統治をする区域の自治会には、話は、当然影響も反対も起こるものですから、その辺の周知、徹底をどうしたのかということについては、原課のほうにも今後もう少し周知、徹底をするようにというふうな要望を検査監としてはさせていただきたいなというふうに思っております。

森 康哲委員

今私が言っているスクールゾーンのこととちょっと違う話なんですけれども、スクールゾーンの場合、私は、朝、立哨とって、子供たちの横断歩道のお手伝いをやっておるんですけれども、工事車両が入ってこようとするんですよ、時間規制で午前7時半から8時半まで規制がかかっておる道に。ここはだめだよと言っても、いや、現場が中にあるので通してくれというふうに無理矢理入って行ってしまふ。僕ら警察じゃないので、拘束力はないので、それ以上のことは言えないんですけれども、そういうことが実際には起こっておるんです。

そこに住んでいる住民の方は、許可を取って出入りはできるようにはなっておるんですけれども、工事車両というのは、ある程度、午前8時半までは、子供たちの通学時間帯までは工事は避けるべきだと思うので、かかるおそれがあるところに関しては、やはり事前に周知は徹底させるべきだと思う。

また、通り抜けもあるんですよ。この周辺の工事だけじゃなくて、通り抜けで使用する

場合もあるので。

それと、もう一つは、先ほど言われた自治会が違うから周知が難しいようなことをおっしゃいましたけれども、道を挟んで自治会が違って、通行どめにする道路というのは二つの自治会にまたがってしまっていて、なおかつ、営業をやっている店舗が幾つかあって、そこに影響が出るというのはだれが見てもわかるわけですね。現場の責任者がいない状態で、話をする相手もいなかったと。その評価を見てみたら69点だと。これで見ると、プラスマイナスゼロですわね。マイナスにもなっていない。これはちょっと、今後同じ地域で工事を進めるに当たって、地域住民の理解を得るには非常に難しい状態だと思います。そういうことを招いた業者の評価がこれでいいのかどうか、もう一度ちょっとお尋ねしたいんですけれども。

#### 樋口検査監

今、委員のおっしゃられることは、非常に、至極私としてももっともなことだというふうに思っております。今、その中で、一遍工事担当課長を集めて、こういうものの徹底をさせていただこうとは思っています。

それとともに、評価ですけれども、この評価、今はこういうような評価をお示ししてございますけれども、この評価は、平成23年度に担当課長が顔を集めて、いろんな状況の中で見直しておりますので、以前の評価は少し違う状況になっているのかもわかりませんが、私どもとしては、今、委員さんが言われたように、現場代理人というところが非常にしっかりしていないと色々なトラブルになりますので、評価の点数も、工事監督者の中では20点というような基準にも評価基準を変えたところがございますけれども、今の言うような状況につきましては、一遍担当工事課長を招聘して、今のようなことが起こらないように周知、徹底を図らせていただきますので、ご理解のほど、よろしく願いしたいというふうに思っております。

#### 早川新平委員長

よろしいですか。

今の森委員のお話は、現実にあったことかと。それは、やっぱり心してもらわないかんというのと、入札制度に関して、結局くじ引きで落札者が決まるということが本筋なんです。そうすると、ここの10ページにいろんな表を書いてもらっているんですけれども、

そこの評価点が、そういった地域の苦情とかいうものに関して反映させる、せっかくこれだけ細分化してもらってあるんやったら、その項目も入れていくべきではないのかと。そこで差異をつけていかないことには、誰も彼も一緒になってくるのかなと。そこのところ、やっぱり考察すべき問題があると私も思っています。せっかくこの10ページのように、これだけ細分化してもらってあるなら、現実に作業工程の中で、あるいは事前の周知という部分に関しても、適正に行われていたかということも踏まえてやっていくことによって差をつけていくとかいうことが、これは必要になってくるというふうに私も思っているので、ちょっと重く、ここは受けとめていただきたいかなと。

前日も、森委員のほうからそういう現場からの周知ということが出たので、私らの地域のところでも、連合自治会長さんが知らなかった。工期はいつからやっているかという事前の報告がなかったとか、そういう苦情はやっぱりあるので、そこが組織の中に伝わっていたのか、そのまま進んでいっているのかというと、ここには上がってこないんだけど、今のやっている工事の現場のエリアに関して、自治会さんなんかには連絡をとって行われていたかということ、やっぱり検査をして、せっかく検査なんやで、そこで差異をつけていかないことには、この問題は直っていかないと思うんだよな。そこのところは考えていただきたいというふうに私も思います。

他に。

#### 中川雅晶委員

今の件ですけど、単純に工事の中の評点に苦情を入れてしまうと、例えば、そういうもともと難しいというか、工事の案件にも地元がみんな賛成していないような案件をする場合には、その点数が評価されるとかというところの問題も出てくるので、逆にいえば、そういう地元から苦情があった場合に、ちゃんと伝わるようなシステムのほうが大切じゃないかなと。それを受けて、例えば、工事の現場代理人等にそういう指示をして、それでも改善されなければ、ここの点数自体が下がってくるので、そっちのほうが現実的かなと思ったりするんですけど、その辺はどうなんですか。今、さっき委員長が言われたような形でそういうことも点数化に入れていくのか、そういう苦情処理をするシステムを確立していくというほうなのか、どっちのほうを考えておられるんですかね。

樋口検査監

今、いろいろな状況になりますので、やはり、一遍担当課と協議をしながら、今のご意見をどういう方向でしていくのかというのは、ちょっと勉強したいなというふうに思います。

#### 早川新平委員長

今、中川委員がおっしゃったのは、ごもっともだと私も思っています。ですから、その現場からの状態が組織として上がってくるかという、正確なところ、そこ、今までのところやとどうも見逃しているというか、そういったところで、森委員がおっしゃったような、地元の業者を使えば、そういうことが少なくなるんじゃないのかという観点から意見が出たんやと思うんですよね。そのこのところ、やっぱりきちっとやる、やっていただける、作業工程の中に入るサービスの部分だよね。そのこのところ、やっぱり加点をできるような形にしていっていただきたいなというふうには思っています。

#### 野呂泰治委員

同じく要望というか、強くお願いしたいのは、入札で市の仕事を業者にさせていただくということは、市がものを買うわけですね。ということは、市民が頼んでおるわけですよ。職員とか、議員が頼んでおるんじゃないんですよ。その目線が一番大事なんです。だから、地元からの苦情ということは、こんな業者、こんな仕事のやり方、私たちの税金でこんなやり方でしてもらいたくなかったんだということなんです。もっとええ方法があるでしょうと、何でもっとええ業者を、もっと私たちのいろんなことを考えてやってくれるような、そういう気のきいた、そういうよく考えておるような業者を、何で市はそういうところからものを買わないの。また、そんなことはできないのということなんです。それを会議で決めるとか、システムをつくるとかという、その以前の問題です、私に言わせたら。

もう、今世の中はすごく変わってきておる、世代間が変わってきて。何でもありですね。だから、入札制度は、単に値段が安いだけをどうのこうのじゃないんですよ。そこまで考えて、やっぱり物事を考えながらいろいろやっていかないと、余計めちゃくちゃな時代になってきますわ、はっきりいって。いいのか、悪いのか、だからくじ引きになっちゃうんですよ。ええも悪いもわからんでおってくじ引きかと。競争も何もありません。

オリンピックでも、もう最初からレベルが一緒やったら、そんなもの抽せんでやれば、くじ引きでやれば、そんなものやないでしょう、やっぱり。そこをしっかりと、皆さん方が

よく考えてやっていかないかと、ものを買うんですから。市民の代表で買ってもらっておるんですよ。それをしっかりと。

部長、よかったら答弁。

秦総務部長

先ほどから、森委員、それから中川委員、野呂委員から同様の視点でご指摘をいただいております。樋口検査監が申し上げたとおり、内部におけるそういった前提の周知徹底というのは、これ、当然やっていかなあかんということでございますけれども、やはり実際に実効ある形でこれをやっていこうとすると、やっぱり一定の仕組みが必要なのかなというふうにも思います。

ただ、工事成績を入札の中に反映させるということについては、余りこれを過度にやってしまいますと、特定の業者の排除、あるいは特定の業者しか入れないような仕組みにもなりかねないという状況も発生させてしまいますので、そのあたりとのバランスも十分考えながら、制度の仕組みをもう一度考え直したいというふうに思います。

森 康哲委員

特定の業者を排除するんじゃなくて、横着な業者を排除していかないかんと違うの。

四日市は、もともと業者数は多いほうですよ。31万人都市にしては、業者数は多いほうだと思うんですよ。今の問題は、横着な業者をどうやって分けていくか、そういうことだと思うんですけど。

秦総務部長

今、森委員のおっしゃられたのは至極当然のことでございます。そういった意味で、工事成績による、先ほど調達契約課長のほうもご説明申し上げましたが、成績が著しく悪いときには、入札からの排除ということも、これ、当然やっておりますし、ただ、その基準が甘いじゃないかというご指摘だろうと思います。ですから、その成績について、入札への参加も含めてどういうふうに反映させるかという部分について、もう少し詳細に検討を進めたいと思います。

早川新平委員長

よろしいですか。

他に。

川村高司委員

何でもいいですか、この入札に関することで。

今の議論は、例えば、その企業のモラルというか、コンプライアンスも含めて、それを点数化して、そのウエートをどこまで置くかというような判断になってくるとは思うんですけども、そうなってくると、技術で何点、コンプライアンスで何点とか、丸めて総合点になるので、結局は、ある意味デフォルメされるというか、その企業の実態が見えなくなってしまふんじゃないかというのをちょっと危惧するんですよね。

結局は、値段が一緒というか、各企業がこの仕事をとるに当たって、人件費が幾ら、材料費が幾らって、要は業者側が点数をつけているわけですよね、貨幣、お金という価値に換算して。それで金額が出てきているので、その金額に対する評価ができないので、また違う点数を設けて、それで評価しようかというような本末転倒になってしまっているんじゃないか。だから、本来仕事を頼むときに、その価値がわかっていれば、この金額で出てきて、それがジャッジできないから、あえて別の物差しを当てることによってふるいにかけてみましょうかと。

そうやってきたときに、例えば、ここにいなべ市が、この6月7日に中学校校舎の建築で予定価格21億何千万円という、これ、値段が全部ばらばらなんですよね。一見ばらばらやと入札したようなイメージにはなるんですけど、その企業が本当に妥当だったのかというのはまたわからないんですけど、ところが四日市になると、これが全部並んでいるという、なので、先回もお話しさせていただきましたけれども、やっぱりその仕事に対する評価が、発注側に判断する能力がないと、とどのつまりこういうことになっているんじゃないかという、なので、再度、技術力が低いというのを、私はちょっとこの簡易型総合評価方式というのでも、得点配分とかを見ると、技術力というのは非常に低いというか、過去の実績とか、そういう企業のほうの。

実際、四日市市として、この総合評価方式に変わったのは、要は駆け込み需要、庁内の中で総合評価方式になると事務量がかなりふえますよね。それなりの人の手当とかというのは、もうちゃんとされていて、実際現場は、混乱はしていないですかね。役所として、この総合評価方式が本当にいいものであるというような、現時点でという認識は持ってみ

えるのかどうか、まず。

#### 渡辺調達契約課長

総合評価方式についてでございますが、平成20年度から、私ども、抽出という形で試行が始まりました。それに係る事務量と申しますか、確かに通常の入札行為に比べまして、時間も人手もかかるのが実態ではございます。それに対する人の手当ということでございますけれども、それは、特にはしてございません。検査室を中心に、総合評価方式の場合は、技術審査会という組織も庁内の職員五、六人で立ち上げまして、どういう施工実績を求めるか、相手に対してどういうレポートを求めるか、そういうものを議論した上で、評価項目を最終的に定めまして発注しているという実態がございまして、その分も事務量の増加という意味合いでは、確かに入っております。

この平成20年から試行をやってきたわけですが、やり方としましては、今、ご案内があった簡易型というのが一つございます。もう一つ、特別簡易型というのがございます。これは、市町村向けということで、特にヒアリングもせずに書類だけいただいて、それを評点化して、決めていくということでございます。これ、平成20年から両方、物件を1億円という、ある程度ラインを引きまして、特別簡易型と区別をしながらやってまいりました。その終わった工事の点数を見ますと、簡易型のほうが、平均でいいますと、点数が2点から3点ほどだったと思うんですがよかったということもございました。件数が少のうございますので、1件当たりの高得点、あるいは、すごく極端に点数が低いということが引っ張ってしまう部分はございますけれども、押しなべて簡易型のほうが点数がよかったということで、平成24年度からは、簡易型のみでとりあえず試行を続けようということで、今、やっております。

確かに総合評価方式ですと、事前に学識経験者の意見も聞かなくてはいけないとか、今、三重県さんのそういう組織を活用させていただいておりますけれども、時間の問題、人の問題、今、確かにございますが、いわゆる品確法と呼ばれる法律もございまして、工事の品質確保という意味合いで、ダンピング対策とともに、総合評価方式については継続してやっていきたいというふうに考えてございます。

#### 川村高司委員

最終的には、この総合評価方式にすることで、例えば、入札にかかるコストというのは



どれくらいふえるとか、そういうような認識というか、入札のために、またさらにコストをかける方向で検討されているのか、その辺は、コスト意識というのはどうなんですかね。

#### 渡辺調達契約課長

ご指摘のコストにつきましては、細かく計算してというものが、正直ございません。私どもも、コストという意味では、時間がかかるだけコストがかかってございます。

業者さんについても、これまでの入札に比べればコストがかかっていると、両方とも負担がふえているというのが実態ではございますが、今の社会性といいますか、その中で総合評価方式というのは、私もくじ引きというものを考えたときに、総合評価方式というのは一つの有効な手段だというふうにも思っておりますので、これについては継続していきたいというふうに考えております。

#### 森 康哲委員

総合評価方式の中に、優良表彰業者の加点欄がありますよね。優良表彰を受けた業者は、たしか2回受けると2点でしたっけ。評価の中でポイントがつきます。その優良表彰の評価なんですけれども、以前ちょっと調べさせていただいたら、平成20年度に優良表彰を受けて、同じ年に59点の工事があった、また平成23年度にも優良表彰を受けておると、そういう業者があると。その場合、ほかの業者さんをやめて、ようこんなのを表彰したなという声が出やんのかどうか。59点の内容がひどかったもので、その辺、ちょっと教えてほしいですけど。

#### 樋口検査監

優良表彰ですけれども、優良表彰は、6ページにも書いてございますように、建設工事の施工の適正及び施工技術の向上ということを目的にしておりますので、表彰は、当然前年度になりますと。そういう中で、その年に70点以下のものが優良でない普通以下のものがあれば表彰の対象にはしませんというルールになってございますし、当然49点以下の不良の点数をとったものは、2年間の表彰禁止という失格条項を求めておりますが、平成20年度に59点をとった業者が、平成23年度に表彰されたということになるわけですけれども、当然平成20年度に59点の点数はとりましたけど、平成21年度、平成22年度はそれ以上の点数をとっておられますので、平成23年度の工事の中で、よければ工事業者のモチベーショ

ンを上げるという趣旨ですので、当然、過去には悪い点数はあっても、前年度、その前々年度によければ、やはり表彰の対象にするべきではないかという基準を定めておりますので、そのルールにのっとってやらせていただきましたので、そういう形でやりたいというふうに思っております。

#### 森 康哲委員

そこが僕はちょっと腑に落ちないのは、やっぱり表彰してもらった年度に59点の評価を受けるような工事をする意識を持っておる業者さんだということがどうなのかと。表彰してもらっておるのに、途中で投げ出しちゃったわけやね。工期内に予定の工事が完成できなかったと。途中でちょん切られたわけですわ。その理由も、技術者がいないからという理由でできなかったわけで、そういう業者がまた表彰を受けるというのはちょっと、幾ら2年がたっているからといってそういう評価でいいのでしょうか。これ、平成20年度に表彰を受けていなかったら別だと思っんですよ。表彰を受けている年にそういう工事すること自体が、僕は信じられないんですけども。それをまた評価をしてしまうという。

#### 早川新平委員長

今の森委員の指摘、現実にそれはあったのですか。

#### 樋口検査監

この工事は、森委員の言われるように事案としてありました。もともと、今委員が言われたように、平成19年度の成績がよかったので平成20年度に表彰をしました。平成20年度にした工事は、表彰の時期より後で完成しておりますので、そのときの点数が、今、言われるようにやや不良の点数をつけられたという中での状況は森委員の言われたような状況であったと、私も聞き取り調査の中で承知しております。

ただ、そのまた次の平成21年度の工事につきましては良好な成績をとっておられますので、そういう平成23年度の表彰に至ったということなんですけれども、今、森委員の言うように、表彰された年に、そういう値せんような工事をした業者が、二、三年後ではあっても評価されるのはどうなのかというご意見だとは思っんですが、私どもの優良表彰のルールは前年度の工事に対してということですので、中には、長い年月の中で事情によって点数が下がったというがあるにしても、それからまた回復してくるということになれば、

当然それについては、努力をして回復したんだということの評価も必要ではないかというふうに思いますので、その辺はご理解いただきたいなというふうに思います。

以上です。

森 康哲委員

理解できないんですけど、総合評価がプラス加点にならんかったらいいんですよ。プラス加点になるんじゃないですか。

樋口検査監

今のところ優良表彰についての表彰をさせていただいたのが平成16年度からですので、今までのストックをためてまいりました。その中で、今、森委員の言うように、少しずつは変えてはきましたけれども、今の言う優良表彰で当該業種というのは、建設業法によりまして28業種ございます。極端に言えば、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事ということで、この工事が、仮に土木一式工事であるとするならば、そういう土木一式工事ですよという中で、業者さんにおいては、建築の工事もでき、土木の工事もできる業者さんがあって、優良表彰は建築のほうしか持っていませんよということになりますと、そういう当該業種については、2点と1点の差をつけておりますけれども、今のところ、平成16年度から始めて平成23年度までできましたので、ストックをためてきました。それで、優良表彰を受けたら、もう未来永劫ずっとそういう加点になるのかということにつきましては、森委員の言われるように、成績の評点についても過去5年間ということの評定で決めておりますので、優良表彰についても、今後のガイドラインの中で、調達契約課さんとの話もしながら、一遍とったら、ずっと永久ではないですよというようなところの認識は持っておりますので、その辺については、どういうふうにしていくかということについては、ガイドラインの中でもう少し改める部分は改めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

森 康哲委員

ぜひお願いします。

早川新平委員長

他に。よろしいですか。

芳野正英副委員長

視点を改めて、1ページから4ページまで詳細に出していただいております。ありがとうございました。

それで、見ていると、最低制限価格とか低入札価格調査制度とかありますけど、四日市と同じように、中央公契連モデルに近いような形での最低制限価格の算出をしているんですけども、でも、各市は抽せんにはなっていないということですよね。そうすると、金沢市なんかは1円単位まで出しておるという部分はあるのかもしれないですけど、他市でも、まず業者が考えることは、やっぱり最低制限価格をある程度算出できるのであれば、そこに寄せて入れてくるということになるんでしょうけれども、この他市は、抽せんにならないというのは、何か特別な事情とかでもあるんですかね。四日市では抽せんが多くなるけど、こういう市では抽せんにはならないというのは、金沢市のような事例、ほかにもあるんですかね。

渡辺調達契約課長

聞き取り調査をしたときに、私もこういう課題を抱えていて、貴市はどうですかということをお尋ねしますと、何のことですかみたいな返事が返ってくるのが、こういう問題がないというところはそういう返事が返ってきます。私どもの状況を説明すると、例えば、今、ご指摘が上がってございました長野市さんについては、並ばないと。最低制限価格なりという必要な線はダンピング対策で引くんですが、業者さんの入札の金額は、そこに並ばずに分散といいますか、それで最低の金額の業者さんが落札をしていくと。

当然、低入札価格調査制度を引いているところもありますので、低入札価格調査に入るという物件も、入札結果は比較的公表されておりますので、私も、この各市の結果は全て見ましたけれども、金額の大きい、小さいとか、業種とか、それによっても若干は違いがありますが、比較的ばらついているというのが実態でございました。私どものほうが、非常に競争が厳しくて最低落札価格で入札をされるという状況です。それが正直、何といいますか。日々業者さんはそういう思いで入札に参加をいただいておりますという思いで私どもも業務は行っておりますが、他市の同じような業務を行っている職員は、ばらばらで来るのが普通という思いで、疑問を持たずに日常業務をやっているというのが正直なところで

す。

以上です。

芳野正英副委員長

そうすると、もちろん抽せんになってしまう市もあるし、こういうふうには抽せんにならない市もあるんですけど、その客観的な原因というのは、そうすると、今のところはまだ明らかじゃないんですかね。

渡辺調達契約課長

正直、わかりません。今回聞いた中で、関西地方は、私どもと状況が大して変わりません。非常に厳しい状況でして、抽せんがほとんどだという返事をいただきました。

全国に聞いたわけじゃありませんが、よく話に出てくる、例えば新潟市さんなんかですと、非常に競争が厳しいというお話は聞いています。ただ、そのお隣の富山市さんはそんなことはないということでございます。

先ほど来、ご案内がありましたように、業者さんの数というの、確かに競争性に輪をかける要因なのかなという気はします。我々も430社ほど市内の業者さんがおみえになりますが、そのうち310社の方は土木工事で登録をしております。特に土木工事の発注も多々ございますので、ですから、どうしてもその土木工事の結果がこういう形につながってくるという実態がございます。

地域によって、例えば雪国ですと、雪国の特徴的な工事の中にはございますし、その地域の特徴というのがあるにはありますけれども、基本的には変わりませんので、その中では、やはり一番大きな要因としては、業者さんも、比較的30万都市にしては数が多いのかなと。その中で競争が非常に激しくて、業者さんの受注意欲が高いという結果がこういう形かなというふうには感じておりますが、他市との状況、他市と研修等で一緒になると、こういうお話をしますと、なかなか関西以外では話に乗ってきてもらえやんといいますが、なかなかその状況を相手が理解できないというところもあるやに聞いております。

芳野正英副委員長

わかりました。

早川新平委員長

よろしいですか。

川村高司委員

その入札金額がそろってしまうというのは、事前に予定価格とか、あと、それを算出する方程式が公表されているからであって、問題はもう明確なんですよね。

さっき紹介したいいなべ市なんていうのは、予定価格は事後公表なんですよね。事後公表なので、そろうわけがないんですよ。じゃ、事後公表にすれば、一気にこんなことにはならないですよ。

もしくは、その方程式で切り上げていますよね、単位を、千円から万円に。そろう方向に、要は行政サイドがやっていくだけであって、何でやろうというのはちょっといかがかなとは思うんですけどね。

なので、事後公表にできない理由か何かあるんですか。ほかの市は事後公表でやっていたりしますよね。

渡辺調達契約課長

今ご指摘があった、予定価格の事前公表及び事後公表につきましては、特に法令等で縛りというのは今のところございません。全国をざっと見ると、半々ぐらいです。三重県の場合は、三重県さん自体が事前公表ということで、各市町も、それに倣っているところが正直多くございます。

ただ、ご指摘のように、事後公表でやると、いなべ市さんのご紹介がございましたが、事後公表でやっているところがございます。本市につきましては、平成13年度から事前公表ということで、10年ほどこういう制度を続けてまいりました。それまで最低制限価格の採用方式を、いろいろルールを変えてきたということがございまして、くじという形にはなっておりませんでした。その平成13年度に事前公表をするに当たりまして、一つには談合防止という部分がございました。これは、それぞれの時代背景がございまして、それと、その予定価格の探り行為といいますか、そういうのを未然に防止するというふうな意味合いもございまして、四日市市は事前公表をしようということで、10年来そういう制度を続けてきたということでございまして、事後公表は絶対だめだとか、できないということではございません。

川村高司委員

豊田市なんていうのは、事後公表かつその算出方法も非公開というような、これであれば、抽せんになるわけがないという、そのスタートがそれだけ違うので、もう温度差はそれが理由なのかなとは思いますが、それに議論するところじゃなくて、非公開にすればいいし、事後公表にすれば、価格がそろるのが問題と捉えるのであればですけどね。

早川新平委員長

その観点からいけば、おっしゃるとおりやと思っています。

答弁はよろしいですか。

川村高司委員

じゃ、そのしない理由があれば。例えば、豊田市と同じように予定価格の算出方法は非公開にしない理由がもし何かあれば。

渡辺調達契約課長

理由としましては、入札制度の適正化法というのがございまして、平成17年にたしかできた法律ですが、そこでは、今後の発注の見通しですとか、そういう入札行為を監視するような組織の設置ですとか、そういうのを積極的にやりなさいというのがございました。その中の一環として、入札制度の透明化という、そういうふうなこともありまして、今現在やっています。

できない理由というのは、私は特にはないと思いますが、その入札制度を、言い方は悪いですけども、見えないような形にするというふうにするのか、それを、積極的な公表の中で、業者さんにあとは委ねるといいますか、そういうふうな方式でやるのか、この辺は判断かなというふうに感じています。

私どもとしましては、三重県さんも積極的に公表していくというふうな流れの中で、四日市市としても積極的に公表する中で、あとは業者さんの努力の中で入札に参加していただくというふうな方式をとらせていただいておりますという、正直そういうことだけでございますので、できないということではございません。

川村高司委員

結局、値段がそろろう、価格がそろろうことによって、また、これ総合評価方式の事務処理、かなり大変ですよ。そのために時間を費やすことがすごくナンセンスに感じて、それを未然に防ぐ方法をとれば、こういう議論は要らなくなるだけで、だから、入札というのやりながら、かつ、そのあとの評価にも人と時間と金とをかけて、すごいナンセンスな方向へどんどんどんどん邁進していっているように感じるので、その辺、ちょっと原点に立ち返って考えていただければと思います。

毛利彰男委員

黙っておろうと思ったんですけど、しゃべらせてもらいます。

お話を聞いていたら、とても不安に思いますし、不信感も芽生えてきました。済みません。おたくら明確な意思とか、問題意識とか持っていないのと違うのという、そこまで不信を抱いてしまったんですわ。ごめんね、本当に。

それで、この入札制度はどうするのということを本当に聞きたいんやけど、くじ引きでの、現状、これは問題意識にしておるのか、しておらへんのか、そこまでちょっと疑ってしまう気持ちになってしまって、入札が古くて新しい問題で、全国でもこれだけあるので、その時代、時代とか、環境とか、そういうものに左右されているので、正解はないと思っておるんやけれども、少なくとも市民から、あるいは業者から、そんなもの何もしておらへんぞと、くじ引きで決めておるのやろうという、そういう何をやっておるんやという、こういうことを、今、言われておるわけですよ。その辺のところ、どうこれからしていくかというのは、頭を使って、きちんと理論武装せなあかんと思うんやわ。

ごめんね。めちゃ失礼な言い方をしておるんやけど、中身は。明確な意思をしっかりと持たなあかんということと、日々の工夫をしていかなあかんと思うんやけど、改善のポイント、問題点は一体何かということ。それから、それを改善するためにどこがポイントで、何をどうしていきたいかと。その時期はいつまでかと。あるいは、その効果とか評価をどうしていくかというような最低限のことを考えていかなあかんのやけど、僕らがこれをしてくださいと言うんじゃないくて、この席は。調査研究、休会中所管事務調査なんやけれども、逆に、皆さんが、現状をどう捉えて、そして、これからどういうふうにそれを改善していくかということをしっかり聞かせてもらって、それじゃ、頼むわなというそういう場所やと思って聞いておったんやけれども、だんだん不安になるし、あんなら、それならど



うするのと。ごめんね、四日市弁やけどさ。それでどうするのというところがちょっとも出てこんわけですわ。それが印象、めちゃ不安ですわ。問題意識がないと思うし、その解答も持ってへんみたいな気もする。

部長、どうですか。

秦総務部長

厳しいご指摘を頂戴しました。確かに、今の答弁を聞く限りで、そういう印象を持たれるのは当然のことというふうに思います。

ただ、この現在の状況、最低制限価格に横並びになることによって抽せんが多発する状況というのは、これが必ずしも悪ということでは、私はないというふうに思っております。

といいますのは、やはり最小の経費で最大の効果を上げるというのが、これ、地方自治体に課せられた使命でございますので、その前提としては、当然公共工事の品質の確保という視点は、これはなければならぬというふうには思っておりますけれども、こちらが設定する品質も考慮した上で設定する最低制限価格に入札価格が並ぶこと自体については、個人的にはそれほど悪い話ではないのかなというふうに思っております。

ただ、今、ちょっとお話がございましたけれども、入札される業者さんにとっては、このような技術力、あるいはそういった部分以外のところで入札業者が選択されるということについては、やはり問題視される面が多いですし、可能であれば、そういったことは避けられる方向に持っていくというのが、私どもの役目だろうというふうにも思っております。

ですので、そういった視点から、いろんな方向性を模索しながら、また、地元業者の育成ということにも当然意を払っていかねばならないというふうに思っておりますし、そのあたりを総合して最善の方法をとってきた中で、前回もご紹介させていただいたように、入札制度については、もういろんな変遷を繰り返してきております。先ほど毛利委員のほうからもありましたように、入札制度については、一定の内容で実施する限りは正解はないのかなというふうにも思います。

ただ、その中でベストの選択を、私どもとしてはしていかないといけない立場でございますので、そういったことを含めて、今後も、よりよい制度に向けて検討を進めたいというふうに思っております。

毛利彰男委員

あかな。零点やな、それは。もう何も議論をするつもりはないですわ。頼みますわ。  
以上。

早川新平委員長

ここで1時間程度経過しましたので、25分まで休憩です。

11:15 休憩

11:25 再開

早川新平委員長

休憩前に引き続き、会議を続けさせていただきます。

先ほど部長の答弁のほうで、委員のほうからいろんな意見、四日市はどう考えているんやと。業者のほうはどういうふうに考えているんやということで、市の姿勢に対して落胆の意識があったというふうに私は感じたんですが、現実問題、この入札制度で抽せんになっているということは冒頭でお話させてもらったように問題やということで、入札制度について調査研究をしようやないかということで始まったんですが、現実問題、業者のほうはどういうふうな考え方を持ってみえるんですか。いろんな懇話会を定期的にもう開いていただいているというふうには伺っていますが。

渡辺調達契約課長

くじ引きの現状に対する業者さん側の思いと伺いますか、ご意見でございますけれども、今回こうやって上げられるということで、くじ引きがそれぞれの業者さんの積算努力が報われないという面は確かにございます。

例えば、全ての業者さんにアンケートをとったわけではございますが、私の耳に入っている程度で申し上げますと、比較的建設業協会さんとお話もする機会がございます。建設業協会さんに入ってみえる業者さんは、比較的会社組織がしっかりしていると伺いますが、従業員の方も多々雇用されてみえるというふうな会社の方が多うございますけれども、そのお話を聞きますと、それぞれ建築、あるいは土木の業種におきまして、技術者の方も

多く抱えてみえますし、実績もあると。ですから、その部分を生かせるような入札の方式というものを言われることがございます。今でいいますと、総合評価方式というところになるわけですが、総合評価方式というところで、技術力が反映できるような形のものというふうなご意見を頂戴するというふうのがございました。

一方で、比較的小規模といいますか、そういう業者さん、特に協会には入って見えない業者さんも多くございます。その業者さんサイドでいいますと、この価格競争の中で落札の機会を得たいというふうなご意見。

いろいろと、一回お話を聞きますと、1時間、2時間聞く方もありますけれども、そういう方なんかは、自分たちが積算をして、その金額がきちんと、今は最低制限価格を当てるような積算になってしまっておりまして、きちんと自分たちで積算をした結果が、結果的にはくじになるということに対する否定的なご意見はない方も多くみえます。

ただ、くじで結局決まってしまう。1年間、僕も見積もりをして、入札に参加されて、1件も落札をされないというこういう業者さんのほうが、正直多くございます。そういう方にとって、せっかく積算したのにというふうなことを言われる方もございますけれども、一方で、そういう、以前のような最低制限価格の率を出して、その計算もせずに予定価格と掛け合わせて、当たるか外れるかみたいな、ギャンブル的なといいますか、そういうふうなものは排除している中で、今、金額を自分の積算の中でやっていくということで、技術力というよりも、今のくじに関して乗っていくかといいますが、金額をいかに自分のところの積算努力の中でやっていくかということに特化したようなことを言われる方もございます。

総合評価方式は、私も大きな金額の物件しか、今、やってございません。平成24年度からは土木は、本庁は大きな物件がございませんので、5000万円以上を一応ラインとして引いてございます。

上下水道局は、比較的金額的に出していきますので、1億円という線を引いてございます。これまでは抽出という形でしたが、金額で一応線を引かして、今年度は大体十四、五本ぐらいかと思っておりますけれども、総合評価方式をやっていくと。この件につきましては、先ほどの協会さんのご意見がありましたような、総合評価方式でやる中では技術力が当然問われてまいりますので、一定の部分というのは、それで業者さんサイドからいえば参加意欲が湧くのかなと。

ただ、小さな業者さん、特に最近は自治会さんのほうへ、例えば、道路なんかの予算の

関係で、優先順位をお決めいただいて発注をするという中で、小規模の工事が非常に多うございます。そうすると、小規模の工事ですと、ランク的に一番下位の業者さんが対象になるわけで、この業者さんの声をちょっと聞きますと、現状くじ引きになっておるんですけども、それに対する技術力云々という声が聞こえてこないという中で、価格競争という中で、今のくじ引きに対する不平といいますか、不満といいますか、というものまでは、今の私のほうへは、まだ声としては聞こえてきていないというのが、私のほうから見た業者さんの状況ということでございます。

早川新平委員長

説明はお聞き及びのとおりですけれども、先ほど毛利委員がおっしゃった、四日市は一体どういうふうに持っていきたいんやと。どういう方向がベストの方法やというふうに考えているんかということが問われるんやと思っているんですけれども、先ほどの部長の答弁、それから、樋口検査監あたりもどういうふうに考えてみえるんやろうなと。

毛利彰男委員

そんな不満もないし、問題にしていないという答えですから、これ以上議論をしても仕方ないんじゃないです。

早川新平委員長

さめた意見で。

秦総務部長

先ほど申し上げた私の答弁といいますのは、そういうふうに解されたとすれば、私の申し上げ方が非常に悪かったなというふうに思っているんですけれども、今現在の横並びの抽せんによる選択方式については、当然問題だというふうに思っておりますし、それを改善するためのいろんな手法というものも研究している最中でございます。

先ほど調達契約課長が申し上げたとおり、参加いただく業者さんの生のご意見もお聞きするために、今年度、先ほど紹介がありました懇話会も開催をさせていただきまして、今のところ1回だけでございますけれども、今後も何回かということで、今、予定をしておるところでございます。

そういったところのご意見も承る中で、手法としては、先ほどご指摘いただいたように、例えば予定価格を事後公表にするとか、あるいは、先ほど申し上げましたように、低入札価格調査制度を導入するとか、横並びにならないようにする方法というのは、もちろんこれ、あるかと思えますけれども、また一方では、品質保証、品質の保持ということにも念頭に置かなければなりませんし、地元業者の育成という点にも配慮していかないといけない部分というのもございますし、非常に、今、悩んでおるところでございます。決して全くやる気がないとか、そういったことではございません。少しでもいい方法にできればというふうに思っておりますので、そのためのいろんな情報、あるいはご意見をこれからもいただいて、それを少しでも反映できるような方向でというふうには考えております。

#### 川村高司委員

さっきの業者さんがどう考えているかというヒアリングの部分での現状把握の認識は、ちょっと情報量が足りないのではないかというふうに、持ってみても、あえて言われぬのか、ちょっとその辺はわかりませんが、私がいろいろヒアリングした範囲内では、億円単位の、本当に専門的な技術が求められる工事もくじでなっているのは四日市ぐらいですよというふうな声も聞いているんですね。名の通った大手ゼネコンであればどこも一緒やというものではなくて、やはり得意分野というものはあるので、それさえも考慮せずにくじ引きになってしまっている。

だから、本来この工事は、専門性はこの業者が持っているという案件までもくじ引きになってしまっているのは、本当にいかなものかという声は、大手ゼネコンさんからはいろいろ聞いているので、だから、金額の安いものでどうのこうのよりも、もっと重要視しているのは、本当に金額も乗す専門性が求められるものにさえ、議論の余地なしのくじ引きで業者選定がされているというのが非常にまずい。

#### 秦総務部長

そういった意味もございまして、今年度については、今まで抽出でやっておりました総合評価方式の入札方式については、本庁工事については5000万円以上、それから、上下水道工事については1億円以上の線引きで、それ以上のものについては、全てその方式を利用するというようなことで、本年度は実施をしてまいります。それによりまして、価格だけではなくて、いろんな技術力、過去の実績等も反映させた入札ができるのではないかと

いうふうにも思っております。

ただ、ご心配いただきましたように、総合評価方式については、事務量もかなり増大いたします。その辺の部分についてもきちんと見ていかなければならないというふうに思っております。

#### 野呂泰治委員

いろいろ議論があるんですけど、私はこう思うんですよ。予定価格の公表ですね。予定価格って、私から見ると、ちょっと評論家的になって申しわけないんだけど、偏差値価格だわ、こんなの、はっきり言って。苦情がないとか、業者から何も意見はありませんというけど、皆さん方、それでええと思っていること自体が、既に私はええと思うんです。

そしてもう一つ、値段の決め方とか、品質と言いましたけど、ものの値段というのは、品質も一緒なんですよ。安かろう悪かろうなんですよ。よかったら値はいいに決まっておるんですよ、こんなの価格は、内容は。技術もあるし。そうでしょう。所得の多い人は税金が多いのと一緒にやないですか。所得の多い人が税金が少ないということはおかしいんでしょう。そういうものの考え方で捉えないといけないし、もっとも、先ほど私、言いましたけど、我々、品物を買うんですよ。そして、工事をやっている方は売り手なんですよ。買い手が値段を先に公表、これだけで売ってくださいと。これだけにしてくださいと言いますか、買い手が。どんな店でも、買い手が値段をつけた値段で売り手が出してきますか、そもそも論からいって。

だから、毛利委員も言ったように、議論を全然、いい悪いやないんですよ。議論をするところなんですよ、この委員会は。それで、みんなの議論を出して、その中でええ方法やっついていこうやないかと、そうしないと、四日市が、今後、いろんな仕事をいろんな方にお願ひするときに、あそこはもうあんなやり方、あんな価格の仕方やったら、私らはようしませんよということになったら、皆さん、知っています、自治体の経営破綻。アメリカでは、もうはっきり言って、自治体なんて破綻法があって、自治体はつぶれやんということはないんですよ。そういう時代に入っているんですよ。そんなことを考えたら、やっぱりものを買うとか、いろいろ、使われ方、いろんなことについて、それぞれのところで真剣に議論をして、やっぱり研究していかないかんと思う。そういう場なんですよ、きょうは。そう思ってくださいね。

## 笹岡秀太郎委員

ちょっと前に契約調達課の渡辺課長のほうで説明いただいた内容、悪いけどペーパーにしてくれんやろうか。というのは、今、業者の声かいろいろ言ったやないですか。例えば、建設業業界等に参加している優良企業等はこういう考え方があるよとか、あるいは、その他の業者はこういう考え方とか、それ、どこかでヒアリングをしたんでしょう、きっと。データもとってあるんだらうから、その辺をちょっと、またペーパーにしてほしいなという気がするんです。

それから、部長も、今後もこの制度の見直しのために、懇話会等を精力的に開いていくんだと、こういうことだったと思うんですが、当然ながら、入札制度というのは、皆さん、大変な努力をしていただいて、積み上げてきていただいて、私は、今の制度は、その積み上げの上にあるいい制度だと、私は個人的には思うんです。

ただ、多くの市民の皆さんから横並びの価格、抽せん、それはいいのかという声もあるのも事実なので、そういう意味でいうと、開催される懇話会でどんな意見が出るかと言われたけれども、やっぱり議会とも問題共有してもらいたいなという思いがあるんですよ。従来、過去、この制度の見直しについて、さまざまな業者の声もこんなというふうに聞いているけど、懇話会等開催された内容なんか議会に報告されたことはなかったと思うんですわ。ありましたか。なかったと思うんです。もしよければ、こういう懇話会も、できたらぜひ、所管する委員会に報告もあってもいいんじゃないかと。

それから、もう一つは、大事なことは、今の一つの問題点を市民に明らかにせないかんと思うわ。横並びのくじ引きがよくないという声があるのであれば、何でそうなっておるかというあたりをもう少し市民に周知せんと、ただ、今の制度として、最大限の努力をしてこの制度をつくり上げてきたけど、結果としてこういう方向になっておるといふ問題点をきちんと市民に出していく。多くの声を、それからいただいていくというのも大事なことかなというような気がするので、その点、資料の提供と、それから、今後の懇話会の開催情報を議会に共有していくということと、それから、その問題点を市民に明らかにして、その問題はどこにあるのかというあたりに対して、公表した上で、その方向性をそちらも探っていただくという、そういう努力が必要ではないかという意見と、資料請求。

## 早川新平委員長

今、笹岡会員のほうからご意見をいただきましたけど、もっともな話やと私らも思って

いますので、渡辺課長、その懇話会の今までの大体の、要望なり、要望やなしに意見だな、業界の。そういった資料は出ますか。

渡辺調達契約課長

先日、ちょうど1週間ほど前になりますが、第1回目の懇話会を開催させていただきました。

まず、メンバーのほうですが、建設業協会からお二人、お願いをいたしました。協会外部の建設業者さんが1社、それと、コンサルタント関係の市民の業者さん1社、あと、学識経験者として四日市大学の小林慶太郎先生。あとは、労働者代表ということで、連合三重のご推薦をいただいて、建労の副委員長さんにお越しをいただきました。あと、市民代表ということで、行革関係などにもご参画いただいている税理士さん、それから、NPOの代表の方、こういうふうなメンバー。あと、私も、総務部長と都市整備部長、それから、上下水道局の技術部長、合計11人になるかと思いますが、そのメンバーで第1回目をさせていただきました。現在の、12日にここでご説明させていただいたような内容、同じような内容を説明させていただきました。

特に私どもとしては、当事者の方の声ということで、その辺の声がどういうことかと。今、委員長がおっしゃるのもそういうことだと思んですが、ちょっと言い方は悪いんですけど、建設業協会の内外でちょっとばらつきがありました。それも、建設業協会に入っている入っていないということではなくて、それぞれの業者さんの規模とといいますか、ポテンシャルとといいますか、それによっても違うと思いますので、ある方は、今、川村委員が言われた予定価格のあり方、現状はこれでいいのかということを言われました。違う業者さんは、いや、これはこれでええんやと、そういうふうなご意見も頂戴をしました。技術力云々ということ、やはり言われる方が多かったです。

コンサルタント業務の方については、ちょっと四日市というよりは、他市とか、三重県とか、その辺の状況の紹介をされたというふうなお話でして、市民の方のご意見は、比較的積極的にいただいて、ざっくり言えば、安くて何であかんのというふうなご意見もちょっとありましたし、なかなか制度が複雑ですので、事前にレクチャーしたんですけども、市民の方からいうと、業者側さんとのご意見と市民側の意見というのは、乖離といたしますか、なかなか接点が難しいところがあって、まとまりがつかないという格好もございました。



第1回をやって、特にその場でこういう内容がいいと、こういう方式を検討したらどうかとか、そこまでには正直至ってございません。部長のほうから案内がありましたように、8月定例月議会の前にはできればもう一回やりたいなということで、今、調整をしておるんですが、その中でどのあたりぐらいまで、私のほうからいくと、ヒントを頂戴したいものですから、どこまで出るかなという思いがあるんですけども、予定価格のあり方というのは、確かにその一つだと認識はしております。今現在、四日市の考え方というのは、先ほどご案内したとおりですけれども、それについて本当にどうなのかというところは、当然議論していかなあかんというふうな思いが、今あるということでございます。

笹岡秀太郎委員

内容はよかったんやけど、だから、それをペーパーにしてくださいませんかという話と、それから、その懇話会の情報を議会と共有できないんですかということ聞いておるんやけど。

渡辺調達契約課長

わかりました。

森 康哲委員

四日市は以前、変動型の最低制限価格の方式、横須賀方式を採用して、予定価格に対しての下げどまりが、こちらが考えている以上にとまらなかったというので今の形に、中央公契連モデルの形に移行してきたという流れがある中で、今、こういう横並び、横並びが決して悪いわけじゃないというのは私もわかりますけれども、何が悪いのかというのは、今、課長が話していただいた中にもありました。業者さんが、まじめに積算できる業者、そして、施工技術もきちっとあって、管理者も法令遵守ができる会社であるというのが大前提にあるんだけど、くじ引きで、ただ金額だけで決ってしまった業者の中には、やはりそういう業者も、違う業者がまじっているというのが問題だということだと思うんですけども、今、これ、他市のやつをたくさん、例を見て、どこか取り入れる、これがいいんじゃないかなというのは持ってないんでしょうか。

渡辺調達契約課長

全てじゃないんですけれども、件数を掛けるといいますか、導き出した答えに対して増減を掛けるといいますか、そういうものもちらほらございます。それにつきましては、私は、それは、今の段階ですべきではないんでないかというふうに考えております。

そうなりますと、例えば部長から話がありました、低入札価格調査の方式ですね。そのラインを下回ったとしても、内容を調査した上で決めていくというような低入札価格調査制度でございますけれども、それも一つの方策かなというふうには思いますが、先ほど川村委員からご案内があったように、総合評価方式はすごい時間がかかるというのがあります。この低入札価格調査制度についても、一番下の金額から順に低入札価格の調査をかけていくということになりますので、1件ずつのかける時間というのが相当かかるかなというふうなことも思っています。

その低入札価格調査制度をするときに、同額の低入札価格が例えばあったときにどうするのかとか、ちょっと研究段階ではございますけれども、それが全然できないわけじゃないですが、そこをもう一工夫やれば、ごめんなさい、具体的な答えは出ていませんけれども、ただ、余りそれをやってしまいますと、また変動型と同じような形になってしましまして、下へ下へ行ってしまうということも過去の事例から十分考えられますので、低入札価格調査制度といいながら、下のラインを引くと、またそこにへばりついてしまうと。その辺のところ、ジレンマがありまして、低入札価格調査制度を考えておるんですが、ちょっと、なかなか一歩踏み出すのは難しいかなという思いも、正直持っております。

あと、その最低制限価格を設けるに当たりまして、なかなか、川村委員がございましたように、出さなきゃええやないかというのも一つの方策で、ないことはございません。

あと、よその感じを見ますと、最低制限価格の出し方は、ほとんど中央公契連モデルを使っておりますので、答えは一緒になります。そこに件数を掛けるか掛けないかということにやっぱり戻ってきてしまいますので、現状の最低制限価格の方式だけでは、正直難しいかなという思い、悩みでございます。

森 康哲委員

一言で言うと、今は持っていないということですね。

これは、所管事務調査なので、ここでどうのこうのということはないんですけれども、ぜひそういう懇話会とか、また、所管事務調査の皆さんの意見も反映していただいて、より四日市に合った入札モデル、つくり上げてほしいと思います。要望でとどめさせ

ておきます。

中川雅晶委員

きょう、ずっと議論を聞かせていただいて、現状の入札制度で、その是非はいろいろ話がされましたけれども、最低入札価格を事前公表するか、事後にするかというところも、事前公表というところを選択されているというのは、一番それ何が問題なのかと、もちろんその問題というのは、その品質の確保という部分があるので、その品質確保は、きょうずっと説明させていただいた工事成績で、ある一定の品質確保をしていこうと。

一番恐れているのは、例えば談合であったりとか、職員のコンプライアンスの問題で、いろんなことが、これ、例えば公表しなければ、探りとかいろんなことが起こって、不正が起こる温床をつくってしまうというところが一番懸念されている部分なのかどうかだけちょっと確認させていただけます。

秦総務部長

今、中川委員がおっしゃられたことは、一つの要素としては当然考えてございます。

早川新平委員長

中川委員、よろしいですか、それに対して。

中川雅晶委員

それはもう、単に一つの要素としてということで、別にそれは最重要なことではないということで理解していいんですか。

秦総務部長

一つの要素とは申しましたが、大変重要な要素であるとは考えております。

早川新平委員長

いろんな意見が前回と今回、出ました。確かに入札制度で抽せんによって落札業者が決定することが問題視をするということから端を発しておるんですけども、それに対する明確な回答を、これがベストやという回答は非常に難しいところもよくわかっています。

ただ、四日市はこういう形でいけば、よりいいだろうということは、これからも考えていかなきゃならんことやし、業者さんが生計を立てていくのに抽せんで決まるというのもどうなのかというところもやはりあるので、いろんな意見があったと思いますけれども、これは、できればまたやっていきたいというふうに考えております。

ただ、休会中の所管事務調査としては、きょうでしまいという形になりますが、報告書のほうは、8月定例会議会の委員会で案をお示しするという形でやっていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

本当に長い間、ありがとうございました。今後ともよろしく、きょうの意見をいっぱい踏まえて、四日市方式というのがベストなのができたら、全国にも先駆けていきたいなというふうに思っていますので、部長、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

済みません、委員の方、ちょっと残ってください。すぐ終わりますので。

次の8月定例会議会のシティ・ミーティングのテーマについて、何か案があればお伺いしたいのですが。今、もしこの場所でないんやったら、正副委員長一任という形しかないと思うんです、なければ、今。

野呂泰治委員

あの地区で、聞いて悪いですけども、何か問題点になっておるような。

笹岡秀太郎委員

猿。

野呂泰治委員

そうやけど、総務常任委員会としてはあれやで、その辺はどうなのかな。ちょっとようわからんのやけど。

早川新平委員長

シティ・ミーティングのテーマやで、別に何でもええんじゃないのかなと。あかんのかな。やっぱり猿は産業生活常任委員会のところに行かなあかんのか。

何も桜地区が初めてやったら、別に防災対策でも構わへんやろうけれども、津波は関係

ないと思っておるのやわ。

中川雅晶委員

防災対策から範囲を少し広げて、危機管理ということにしたらどうですか。

早川新平委員長

中川委員から危機管理についてという案が出ましたが、それでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

それでは、本市の危機管理についてということにさせていただきます。

次に、先日実施した行政視察につきまして、委員の皆さんからの感想をお聞きしたいと思います。

中川雅晶委員

熊本市のコールセンターの外部委託の件は、やっぱりそれは課題があったかなと思いつながら聞いておったんですけれども、あと、武雄市は、フェイスブック自体は、そんなに僕は興味がなかったんですけど、一つのツールとしてというよりも、やっぱりあそこの人事政策に対する考え方であったりとか、できない理由の名人をつくらないというところの発想がすばらしいかなと思いました。

ただ、実際の規模もあるので、それは本市が全部採用できるわけではないんですけど、ただ、行って、人事政策については、本市は考えていかなきゃならない場合って、総務常任委員会はそういうところも所管しているので、それは非常に参考になったというところ。

川村高司委員

あくまでも私感ですけれども、熊本市というのは、旧態依然というか、従来どおりの行政マネジメントの施策の一環かなと。

方や、武雄市というのは、いい悪いは別にして、かなりドラスティックに行政マネジメントを根底からゼロベースで見直しせんならんと。要は、首長次第で全ては変わるという

のをまざまざと見せつけられたような気がします。

森 康哲委員

熊本市もそうなんですけど、特に武雄市のほうで感じたのは若さですね。職員の、市長に引っ張られてたんでしょうけれども、若さがすごい感じられました、勢いがあるなど。以上です。

芳野正英副委員長

確かに熊本は、規模でいうと政令市レベルのところなので、ある程度ああいう外注をやっている部分があるのかなと。長崎市なんかやっておるといので、四日市の人口規模で、どこまでのコールセンターに委託するだけの業務が移せるのかなというのが、ちょっとまだ疑問なところもあるので、長崎市とかほかでもちょっと実証は見てみたいなのと思いました。

あとは、コールセンターだけだと、多分あれ、赤字というふうにおっしゃっていたので、いろんなものをセットにして外へ出していかな多分だめなんだろうなというふうには感じました。

あと、武雄市は、私も余り、フェイスブックの方法論自体は、あれは、武雄市としてはああいうやり方が一つのやり方なんだろうなと思いますけど、それ以上に、市長の発想力といいですか、帰りに全部本を読みましたが、本なんかで見ておると、市立病院の民営化とか、振り切った発想というのは行政としては大事なんだろうなというふうには思ったし、それによって、ついてくる職員とついてこない職員がおったというのも非常に興味深いなと思いました。

早川新平委員長

ありがとうございました。

それでは、総務常任委員会を閉会させていただきます。おつかれさまでした。

12 : 10 閉議